令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第12報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和7年2月20日 厚生労働省告示第28号 診療報酬の算定方法の一部を改正する件
- ・令和7年2月20日 厚生労働省告示第29号 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の 一部を改正する件
- ・令和7年2月20日 厚生労働省告示第30号 診療報酬の算定方法の一部を改正する件
- ・令和7年2月20日 保医発0220第8号 医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて
- •令和7年2月28日 厚生労働省告示第45号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和7年2月28日 保医発0228第2号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早6		下から1行目	 初診料 注1~14 (略) 15 医療DX推進体制に係る施設基準適合保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 ロ 医療DX推進体制整備加算2 11点 ロ 医療DX推進体制整備加算3 ロ 医療DX推進体制整備加算3 ロ 医療DX推進体制整備加算4 立 医療DX推進体制整備加算4 立 医療DX推進体制整備加算5 ウ 医療DX推進体制整備加算6 水 医療DX推進体制整備加算6 水 医療DX推進体制整備加算6 水 医療DX推進体制整備加算6 2 医療DX推進体制整備加算6 3 と 2 と療力X推進体制整備加算6 3 と 3 と 3 と 4 と 5 と 6 と 7 と 6 と 7 と 6 と 7 と 6 と 7 と 7 と 8 を 9 を <l< th=""><th>初診料 注1~14 (略) 15 医療DX推進体制に係る施設基準適合保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 11点</th><th>字句訂正</th></l<>	初診料 注1~14 (略) 15 医療DX推進体制に係る施設基準適合保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 11点	字句訂正
早70		上から4行目	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額」の算定に関する基準 最終改正:令和7年2月20日厚生労働省告示第29号 (※令和7年4月1日から適用する。) 1 食事療養(生活療養を受ける患者以外の患者) 入院時食事療養(Ⅰ) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 690円 (1食につき) (2) 流動食のみを提供する場合 625円 (1食につき) 入院時食事療養(Ⅱ) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 556円 (1食につき) (2) 流動食のみを提供する場合 550円 (1食につき)	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額」の算定に関する基準 最終改正:令和6年3月5日厚生労働省告示第64号 1 食事療養(生活療養を受ける患者以外の患者) 入院時食事療養(I) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 670円 (1食につき) (2) 流動食のみを提供する場合 605円 (1食につき) 入院時食事療養(Ⅱ) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 536円 (1食につき) (2) 流動食のみを提供する場合 536円 (1食につき)	字句訂正字句訂正

			2 生活療養(療養病床に入院する65歳以上の患者) 入院時生活療養(I) 食事の提供たる療養 (1) (2)以外の食事の提供たる療養を行う場合 604円 (1食につき) (2) 流動食のみを提供する場合 550円 (1食につき) 入院時生活療養(II) 食事の提供たる療養 470円 (1食につき)	2 生活療養(療養病床に入院する65歳以上の患者) 入院時生活療養(I) 食事の提供たる療養 (1) (2)以外の食事の提供たる療養を 行う場合 (2) 流動食のみを提供する場合 入院時生活療養(II) 食事の提供たる療養 (450円 (1食につき)	字句訂正
早389		上から18行目	 ■ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~063 (略) 064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド ① (略) ② 標準型・患者適合型 ③ 特殊型 36,500 ④ 特殊型・患者適合型 (2)~(11) (略) 065~112 (略) (2) (1) (略) (2) (1) (略) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (四 ② 特殊型 36,500円	字句挿入
早401		上から17行目	113 植込式心臓ペースメーカー用リード (1) リード ① 経静脈リード ア〜エ (略) 才 特殊型 ② (略) (2)・(3) (略) 114~116 (略)	113 植込式心臓ペースメーカー用リード (1) リード ① 経静脈リード ア〜エ (略)	字句挿入
早402	/	上から7行目	117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器(Ⅲ型) ①·② (略) ③ <u>胸骨下植込式電極併用型</u> (2) (略)	117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器(Ⅲ型) ①·② (略) (新設) (2) (略)	字句挿入

		118 植込型除細動器用カテーテル電極 (1)~(4) (略)	118 植込型除細動器用カテーテル電極 (1)~(4) (略)	
早402	上から7行目	(5) <u>植込型除細動器用カテーテル電極(胸骨下植込式)</u>	(新設)	字句挿入
		650,000円		
		119~131 (略)	119~131 (略)	
		132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 脳血管用	(2) 脳血管用	
		①~④ (略)	①~④ (略)	
早407	下から18行目	<u>⑤</u> <u>自己拡張型</u> <u>284,000円</u>		字句挿入
		(3)-(4) (略)	(3)-(4) (略)	
		注 ア〜 <u>キ</u> (略)	注 ア〜 <u>キ</u> (略)	
早408	上から8行目	ク 脳血管用・自己拡張型は、関連学会が定める適正使用指針に 沿って使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・自己拡 張型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘 要欄に記載する。	(新設)	字句挿入
			133 血管内手術用カテーテル	
		(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)	
		(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
		① (略)	① (略)	
		② 頸動脈用ステント併用型	② 頸動脈用ステント併用型	
		ア〜ウ (略)	ア〜ウ (略)	
早408	下から6行目	<u>工 経頸動脈型</u> <u>560,000円</u>	(新設)	字句挿入
		(8)~<u>(23)</u> (略)	(8)~<u>(23)</u> (略)	
		<u>達</u> ア〜 <u>ソ</u> (略)	達 ア〜 <u>ソ</u> (略)	
早412	上から10行目	タ 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	(新設)	字句挿入
		頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。また、頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。		
		134~176 (略)	134~176 (略)	
		177 心房中隔穿せん刺針	177 心房中隔穿せん刺針	
早422	上から16行目		(1) 高周波型 <u>54,100円</u>	
		① 標準型 54,100円		字句挿入
		② 特殊型 60,900円	(新設)	

			(2)・(3) (略) 注 ア カニューレは、ガイドワイヤー型と併せて使用する場合に限り算定できる。 ፈ 高周波型・特殊型については、心房中隔孔を作製することを目的として「001 血管造影用シースイントロデューサーセット(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)」と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。	(2)・(3) (略) 注 カニューレは、ガイドワイヤー型と併せて使用する場合に限り算定できる。 (新設)	字句挿入
			178~183 (略)	178~183 (略)	
早423		上から27行目	184 仙骨神経刺激装置 (1) (略) (2) 長期留置型 (3) 充電式 1,060,000円 185~230 (略)	184 仙骨神経刺激装置 (1) (略) (新設) (2) 充電式 1,060,000円	字句挿入
			A000 初診料 291点	A000 初診料 291点	
17	左	【告示】 下から1行目	注1~15 (略) 16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1	注1~15 (略) 16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 11点	字句訂正
24	右	上から20行目	A000 初診料 (1)~(30) (略) (31) 医療DX推進体制整備加算 オンライン資格確認により取得した 診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する	A000 初診料 (1)~(30) (略) (31) 医療DX推進体制整備加算 オンライン資格確認により取得した 診療情報・薬剤情報 等を実際の診療に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する	字句訂正

399	右	下から12行目	体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、月1回に限り当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 【 医療DX推進体制整備加算1	体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、月1回に限り当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 【医療DX推進体制整備加算1 11点	字句挿入
424	左	【告示】 下から18行目	 C001 在宅患者訪問診療料(I)(1日につき) 1・2 (略) 注1~12 (略) 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001 	(Picconstant) (1000	字句訂正

		【告示】	イ 在宅医療DX情報活用加算1 11点 旦 在宅医療DX情報活用加算2 9点 (※令和7年4月1日から適用する。) (25)・(26) (略) C003 在宅がん医療総合診療料(1日につき) 1・2 (略) 注1~7 (略)	(新設) (新設) (<u>25)</u> ・(<u>26)</u> (略) C003 在宅がん医療総合診療料 (1日につき) 1・2 (略) 注1~7 (略)	
426	右	上から11行目	(1)~(23) (略) (24) 「注13」に規定する在宅医療DX情報活用加算は、在宅医療における診療計画の作成において居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム等、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス等により取得された患者の診療情報や薬剤情報等(以下この項において「診療情報等」という。)を活用することで質の高い医療を実施することを評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において当該診療情報等を踏まえて、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。	(1)~(23) (略) (24) 「注13」に規定する在宅医療DX情報活用加算は、在宅医療における診療計画の作成において居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム等、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス等により取得された患者の診療情報や薬剤情報等(以下この項において「診療情報等」という。)を活用することで質の高い医療を実施することを評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において当該診療情報等を踏まえて、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、所定点数に10点を加算する。	字句訂正
425	左	下から1行目	イ在宅医療DX情報活用加算111点ロ在宅医療DX情報活用加算29点(※令和7年4月1日から適用する。)	(新設) (新設)	字句挿入
			に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。	掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。	

451	左	上から21行目	8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の注13(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の注13(区分番号C001ー2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005ー1ー2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。	8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り10点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の注13(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算にできない。	字句訂正
451	左	下から3行目	イ 在宅医療DX情報活用加算111点ロ 在宅医療DX情報活用加算29点(※令和7年4月1日から適用する。)	(新設) (新設)	字句挿入
			D006-19 がんゲノムプロファイリング検査	D006-19 がんゲノムプロファイリング検査	
567	右	上から9行目	(1)~(6) (略) (7) 造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫瘍細胞、血液、骨髄液又は体腔液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には(3)から(5)までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	(1)~(6) (略) (新設)	字句挿入

			K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術 K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術	
1105	右	上から4行目	(1) 経皮的頸動脈ステント留置術を行う場合は、総頚動脈 経皮的頸動脈ステント留置術を行う場合は スピカ頸動脈ステント 留置術を行う場合は スピカ頸動脈ステント はた 原常した際のかわ	
			又は内頚動脈にステントを留置した際の血栓の移動に対 又は内頚動脈にステントを留置した際の血を する予防的措置を同時に行うこと。 する予防的措置を同時に行うこと。 する予防的措置を同時に行うこと。	6の移動に対
			(2) 使用目的又は効果として、頸動脈狭窄症患者におい (新設)	
			て、経頸動脈的に血管にアクセスし、頸動脈血管形成術	
			<u>及びステント留置術時の塞栓を防止するためのものとして</u> 薬事承認又は認証を得ている医療機器を用いて頸動脈	
			ステント留置術を行った場合は、本区分の所定点数を準	
			用して算定する。	
			調剤報酬早見表	
			│ I 調剤技術料 │ 1 調剤基本料	
			(訂正前)	
			区 分 点 数 摘 要	
調3	/	下から4行目	「注13」 イ 医療DX推進体制整備加箟1 +7 施設基準適合保険薬局(注2に規定する保険	字句訂正
			<u>ロ 医療DX推進体制整備加算2</u> <u>* 基局を除く。) において調剤を行って場合に加</u> 算する	
			<u>ハ 医療DX推進体制整備加算3</u> <u>+4</u>	
			↓	
			(訂正後)	
			区分点数属要	
			「注13」イ 医療DX推進体制整備加算1 +10 施設基準適合保険薬局(注2に規定する保険	
			<u>ロ 医療DX推進体制整備加算2</u> <u>*8</u> 薬局を除く。) において調剤を行って場合に加 算する	
			<u>ハ 医療DX推進体制整備加算3</u> <u>+6</u>	
			(※令和7年4月1日から適用する。)	
			□ 工 薬学管理料	
			(訂正前)	
			区分点数属要	
	I	I		I

	10の3 服薬管理指導料 1~4 (略)			
	<u>「注4」</u> ~ <u>「注6」</u> (略)			
調7 下から15行目	「注7」特定薬剤管理指導加算3	<u>+5</u>	調剤を行う医薬品を患者が選択するために必	
	イ 特に安全性に関する説明が必要な 場合として当該医薬品の医薬品リスク 管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等 に関する資料を当該患者に対して最初 に用いた場合		要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合に、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。	
	旦 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 「注8」~「注14」 (略)			
	· ino			
		₩		
	(訂正後)			
	区 分	点 数	摘 要	
	10の3 服薬管理指導料			
	1 ~4 (略)			
	<u>「注4」</u> ~ <u>「注6」</u> (略)			
	「注7」特定薬剤管理指導加算3		調剤を行う医薬品を患者が選択するために必	
	イ特に安全性に関する説明が必要な		要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合に、患者1人につき当該品目に関して最初	
	場合として当該医薬品の医薬品リスク 管理計画に基づき製造販売業者が作		に処方された1回に限り、所定点数に加算す	
	成した当該医薬品に係る安全管理等		る。	
	に関する資料を当該患者に対して最初 に用いた場合	<u>+5</u>		
	<u>ロ</u> <u>調剤前に医薬品の選択に係る情報</u> が特に必要な患者に説明及び指導を			
	か特に必要な患者に説明及び指導を 行った場合	+10		
	「注8」~「注14」 (略)	<u> </u>		
	(※令和7年4月1日から適用する。)			
	(訂正前)			
	区 分	点 数	摘要	
	13の2 かかりつけ薬剤師指導料	76		

調9		上から1行目	「注2」~「注4」(略) 「注5」特定薬剤管理指導加算3 イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 「注6」~「注8」(略)	<u>+5</u>	調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合に、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を加算する。		字句訂正
			(2	1	·		
			(訂正後) 区 分	点数	摘 要		
			13の2 かかりつけ薬剤師指導料	76	JIPI Ø		
			(処方箋受付1回つき)				
			「注2」~「注4」(略) 「注5」特定薬剤管理指導加算3 イ 特に安全性に関する説明が必要な 場合として当該医薬品の医薬品リスク 管理計画に基づき製造販売業者が作 成した当該医薬品に係る安全管理等 に関する資料を当該患者に対して最初 に用いた場合	+5	調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合に、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、 <u>所定点数に</u> 加算する。		
			旦 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 「注6」~「注8」(略) (※令和7年4月1日から適用する。)	<u>+10</u>			
調23	左	【告示】 下から3行目	 第1節 調剤技術料 00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき) 1~4 (略) 注1~12 (略) 13 医療DX推進に係る体制として別にが定める施設基準に適合しているもの生局長等に届け出た保険薬局(注20に厚生労働大臣が定める保険薬局を 	りとして地方厚 こ 規定する別	が定める施設基準に適合しているものと 生局長等に届け出た保険薬局(注2に	して地方厚 規定する別	字句訂正

		て調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 <u>佐藤DX推進体制整備加算1</u> <u>医療DX推進体制整備加算2</u> <u>8点</u> <u>医療DX推進体制整備加算3</u> (※令和7年4月1日から適用する。)	て調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。	
		第1節 調剤技術料	第1節 調剤技術料	
		00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき)	00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき)	
		1~9 (略)	1~9 (略)	
		10 医療DX推進体制整備加算	10 医療DX推進体制整備加算	
		(1) オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋受付1回につき当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、患者1人につき同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回のみの算定とする。	(1) オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋受付1回につき当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、患者1人につき同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回のみの算定とする。	
調25	右 下から18行目	<u>イ 医療DX推進体制整備加算1</u> 10点	<u>イ</u> 医療DX推進体制整備加算1	字句訂正
		口 医療DX推進体制整備加算2 8点	<u>ロ</u> 医療DX推進体制整備加算2 6点	
		<u>ハ 医療DX推進体制整備加算3</u> 6 <u>点</u>	<u>ハ 医療DX推進体制整備加算3</u> 4 <u>4点</u>	
		(2) 医療DX推進体制整備加算を算定する保険薬局では、オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う。 (削除)	(2) 医療DX推進体制整備加算を算定する保険薬局では、以下の対応を行う。 ア オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う。 イ 患者の求めに応じて、電子処方箋(「電子処方箋	字句訂正
		(※令和7年4月1日から適用する。)	管理サービスの運用について」(令和4年10月28日 付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・ 保険局長通知)に基づく電子処方箋をいう。)を受け 付け、当該電子処方箋に基づき調剤するとともに、 紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、調 剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する。	

			<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)	
			<u>11</u> (略)	<u>11</u> (略)	
			第2節 薬学管理料	第2節 薬学管理料	
			10の3 服薬管理指導料	10の3 服薬管理指導料	
			1~4 (略)	1~4 (略)	
		【告示】	注1~6 (略)	注1~6 (略)	
調47	左 	上から11行目	7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な 説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、 特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当 該品目に関して最初に処方された1回に限り、 <u>次に</u> 掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。	7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な 説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、 特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当 該品目に関して最初に処方された1回に限り、 <u>5点を</u> 所定点数に加算する。	字句訂正
			イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として 当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製 造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管 理等に関する資料を当該患者に対して最初に用 いた場合 5点 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要 な患者に説明及び指導を行った場合 10点	イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として 当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製 造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管 理等に関する資料を当該患者に対して最初に用 いた場合 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要 な患者に説明及び指導を行った場合	
			(※令和7年4月1日から適用する。)		
			<u>8</u> ~ <u>15</u> (略)	<u>8</u> ~ <u>15</u> (略)	
			13の2 かかりつけ薬剤師指導料 76点		
		【告示】	注1~4 (略)	注1~4 (略)	
調59	左	下から10行目	5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な 説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当 該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に 掲げる点数をそれぞれ 所定点数に加算する。 イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として 当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要 な患者に説明及び指導を行った場合 10点 (※令和7年4月1日から適用する。)	5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な 説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、 特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当 該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を 所定点数に加算する。 イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として 当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製 造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管 理等に関する資料を当該患者に対して最初に用 いた場合 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要 な患者に説明及び指導を行った場合	字句訂正
			<u>6~10</u> (略)	<u>6~10</u> (略)	